ロ　車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　次のいずれかに該当すること。
①　平成三〇年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三〇年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
②　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(ロ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一〇五を乗じて得た数値以上であること。
(2)　石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車
イ　次のいずれかに該当すること。
(イ)　平成三〇年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三〇年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
(ロ)　平成一七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成一七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
ロ　エネルギー消費効率が平成三二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
(3)　排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車（(3)において「環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の環境対応車の取得に係る課税標準の特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成三〇年三月三一日まで延長することとした。（附則第一二条の二の四関係）
(1)　次に掲げる自動車について、取得価額から四五万円を控除することとした。
イ　電気自動車
ロ　(二)(2)の天然ガス自動車
ハ　プラグインハイブリッド自動車
ニ　(二)(4)のガソリン自動車
ホ　次に掲げるガソリン自動車（平成三二年度基準エネルギー消費効率及び平成二七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、基準エネルギー消費効率であって平成二二年度以降の各年度に適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成二二年度基準エネルギー消費効率」という。）を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定しているもの（以下「平成二二年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。）に限る。）
(イ)　乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
①　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
②　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
③　エネルギー消費効率が平成二二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一九五を乗じて得た数値以上であること。
(ロ)　車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
①　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
②　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
③　エネルギー消費効率が平成二二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一五七を乗じて得た数値以上であること。
ヘ　(二)(5)の石油ガス自動車
ト　(二)(6)イの軽油自動車
チ　(二)(6)ハの軽油自動車（ハイブリッド自動車に限る。）
(2)　次に掲げる自動車について、取得価額から三五万円を控除することとした。
イ　(三)又は(四)(1)のガソリン自動車
ロ　ガソリン自動車（車両総重量が二・五トン以下のトラックであって、平成二二年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）のうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(ハ)　エネルギー消費効率が平成二二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一五〇を乗じて得た数値以上であること。
ハ　(四)(2)ハの軽油自動車（ハイブリッド自動車に限る。）
(3)　次に掲げる自動車について、取得価額から二五万円を控除することとした。
イ　(五)(1)又は(六)(1)のガソリン自動車
ロ　次に掲げるガソリン自動車（平成二二年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）
(イ)　乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
①　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
②　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
③　エネルギー消費効率が平成二二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一八〇を乗じて得た数値以上であること。
(ロ)　車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
①　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
②　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
③　エネルギー消費効率が平成二二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一四四を乗じて得た数値以上であること。
ハ　(五)(2)の石油ガス自動車
ニ　(六)(2)ハの軽油自動車（ハイブリッド自動車に限る。）
(4)　次に掲げる自動車について、取得価額から一五万円を控除することとした。
イ　(七)(1)又は(八)(1)のガソリン自動車
ロ　次に掲げるガソリン自動車（平成二二年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）
(イ)　乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
①　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
②　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
③　エネルギー消費効率が平成二二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一六五を乗じて得た数値以上であること。
(ロ)　車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
①　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
②　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
③　エネルギー消費効率が平成二二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一三八を乗じて得た数値以上であること。
ハ　(七)(2)の石油ガス自動車
ニ　(八)(2)ハの軽油自動車（ハイブリッド自動車に限る。）